

栗東中学校PTA総会

(文化・体育部活動後援会)

令和4(2022)年度



目次

栗東中学校 P T A 本部役員名簿	P. 1
<第 1 号議案>	
令和 3 (2021) 年度事業報告	P. 2
令和 3 (2021) 年度対外行事	P. 3
令和 3 (2021) 年度会計決算報告	P. 4
<第 2 号議案>	
令和 4 (2022) 年度 基本方針 (案)	P. 5
令和 4 (2022) 年度 活動計画 (案)	P. 6
令和 4 (2022) 年度 予算案 (案)	P. 7
栗東中学校 P T A 会則	P. 8~P. 10
栗東中学校 PTA 運営細則	P. 11
本部役員候補等の選定規定	P. 12
栗東中学校 PTA 慶弔規定	P. 13
栗東中学校 PTA 旅費規定	P. 14
栗東中学校 PTA 機構図	P. 15
令和 3 (2021) 年度文化・体育部活動後援会 会計報告	P. 16
令和 4 (2022) 年度文化・体育部活動後援会費予算 (案)	P. 17
【参考資料】	
文化・体育部活動後援会費予算案の規約	P. 18
文化・体育部活動後援会会則	P. 19

令和3(2021)年度 栗東中学校PTA本部役員

役職	氏名	生徒名	年	組	学区	参与
会 長	上田 忠博	上田 洵祇	2	7	治田東	学校長 中川 謙二
副会長	階堂 早苗	階堂 珠海	2	7	金勝	
副会長	渡井 仁美	渡井 時春	2	2	金勝	
会 計	高橋 美幸	高橋 慶成	2	4	治田東	
庶 務	杉本 緑	杉本 結香	3	6	金勝	
監 査	松川 瞳	松川 裕羽	3	4	治田	
監 査	能岡 恒子	能岡 佑子	3	2	治田東	
栗東中学校教員	電話 552-4359		FAX 552-4354			
副会長(教頭)	澤居 則晶					前々会長 山内 傳(文化体育後援会長)
幹事(庶務)	山本 致子					
幹事(会計)	宮本茉光子					
交通立番庶務	秋山 直哉					
総務(1年部)	内田 善弘					
総務(1年部)	長 吉一					
総務(2年部)	川島 錬					
総務(2年部)	神保 裕美					
総務(3年部)	中野 頼子					
総務(3年部)	竹内 達哉					

第1号議案 令和3(2021)年度 事業報告

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本部		●本部役員会 ・PTA総会について	●R3年度会計監査 ●16日(金)本部役員会 ・総会資料検討、2年環境整備作業について	●7日(金)PTA総会 ※書面決議	●18日(金)本部役員会				●29日(金)本部役員会 ・令和4年度本部役員選出、卒業記念品協賛金について			●28日(金)本部役員会 ・新旧役員引継 ・PTA総会について		
会員	●PTA加入についての文書配布 ※新2、3年生提出		●9日(金)新1年生PTA加入についての文書提出	●7日(金)PTA総会 ※書面決議 ●8日(土)第1回環境整備作業	保護者による交通立番(登校時、通学路の見守り) ※年1回									
全ての保護者	●PTA加入についての文書配布 ※新2、3年生提出		●9日(金)新1年生PTA加入についての文書提出	●8日(土)第1回環境整備作業	保護者による交通立番(登校時、通学路の見守り) ※年1回									

令和3年度 対外行事

開催場所	会合名	開催場所
5月15日	県PTA広報誌コンクール表彰式	近江八幡市
6月3日	栗東市PTA連絡協議会	栗東市
8月1日	滋賀県PTA連絡協議会	長浜市
11月19日	全国優良PTA文部科学大臣表彰授賞式	東京
12月2日	文部科学大臣表彰受賞に係る栗東市長表敬訪問	栗東市役所
12月4日	滋賀県事業サポート(県P大会)	栗東市
12月8日	栗東市PTA連絡協議会	栗東市
12月12日	滋賀県PTA連絡協議会	湖南市
2月12日	栗東市PTA連絡協議会 書面開催	栗東市

令和3(2021)年度 栗東中学校PTA会計 会計報告

収入の部

(単位:円)

項 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	摘 要
会 費	1,308,000	1,051,120		
事 業 収 入	0			
そ の 他 収 入	0	9,637		保険還付金、利息、手数料
繰 越 金	637,550	637,550		
合 計	1,945,550	1,698,307		

支出の部

(単位:円)

項 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	摘 要	
運 営 費 (小 計)	140,665	69,049	71,616		
内 訳	会 議 費	3,000	660	2,340	会議事務用品等
	印 刷 事 務 費	50,000	10,099	39,901	コピー用紙等
	旅 費	20,000	27,480	-7,480	役員出張旅費(日本PTA全国協議会年次表彰式)
	渉 外 費	20,540	20,540	0	県、市PTA分担金: 130円×158名=20,540円
				0	
	安全会加入金	47,125	10,270	36,855	県、安全会費: 65円×158名=10,270円
			0		
活 動 費 (小 計)	790,000	583,097	206,903		
内 訳	本 部 活 動 費	580,000	411,097	168,903	環境整備、広報誌、インクトナー等
	研 究 調 査 費	100,000	100,000	0	進路指導援助金
	生 徒 福 祉 費	100,000	72,000	28,000	足踏み式消毒スタンド 6台
	慶 弔 費	10,000		10,000	
教 育 振 興 費 (小 計)	90,000	90,000	0	学校行事、入学式、卒業式補助	
サポーター補助費	200,000	200,000	0	環境整備費、本棚・更衣室工事費、書籍購入費、オンライン授業用三脚購入費等	
予 備 費	571,988	520,660	51,328	腕章、振込手数料	
合 計	1,792,653	1,462,806	329,847		

1698307円 - 1462806円 = 235501円

(収入総額) (支出総額) (差引残高)

差引残高 235501円 を令和4年度に繰り越します

監査の結果、適正に執行されていることを認めます

令和4(2022)年4月20日

会計 多田 玲子

監査 杉本 緑

監査 川津 裕一

監査 中野 頼子

第2号議案

令和4（2022）年度 基本方針（案）

1. 基本方針

学校の教育目標である

『心豊かでたくましく生きる力をつける～仲間力でつながる』

- ・ 自立（律）心を鍛え、将来を切り拓くことができる子ども
- ・ 深く考え自分の思いを表現できる子ども
- ・ 自他共に尊重し合える子ども

を実現するために、学校、家庭が連携・協力していく必要があります。

今年度も学校と保護者が一体となり、子どもたちを見守り手本となる姿を見せることを基本方針にしたいと考えます。

2. 活動方針

- ・ P T A活動を見直し、実践していきます。
- ・ 会員の負担感を少なくし、参加しやすいP T A活動を目指します。
- ・ 研修や地域社会活動に参加することにより、知識の研鑽や地域と会員との信頼関係等の調整に努めます。

3. 財政

活動経費は会費、協力金、寄付及び本会事業の収益金その他をもってこれにあて、会費は月額200円（年間2,000円）とします。

令和4(2022)年度栗東中学校 PTA 活動計画(案)

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
本部		●本部役員会 ・PTA総会について	●R3年度会計監査 ●本部役員会 ・総会資料検討、2年環境整備作業について	●13日(金) PTA総会 ●14日(土) 第1回環境整備作業	●本部役員会 ・栗中愛ネットワークについて ●愛のパトロール(1回目)	●本部役員会	●栗中愛ネットワーク参加	●本部役員会 ●3日(土) 第2回環境整備作業	●本部役員会 ・人権研修会について ●愛のパトロール(2回目)	●本部役員会 ・令和5年度本部役員選出について	●本部役員会 ・令和5年度本部役員選出、卒業記念品協賛金について	●本部役員会 ・新旧役員引継	●本部役員会 ・PTA総会資料について		
会員	●PTA加入についての文書配布 ※新2、3年生提出		●新1年生 PTA加入についての文書提出	●13日(金) PTA総会 ●14日(土) 第1回環境整備作業	保護者による交通立番(登校時、通学路の見守り) ※年1回										
全ての保護者	●PTA加入についての文書配布 ※新2、3年生提出		●新1年生 PTA加入についての文書提出	●14日(土) 第1回環境整備作業	保護者による交通立番(登校時、通学路の見守り) ※年1回										

※全ての事業、役員活動は必ず参加しなくてはならないものではありません。時間の許す限り参加していただければ結構です。

※PTA通信は、必要に応じて発行します。

令和4(2022)年度 栗東中学校PTA会計 予算(案)

収入の部

(単位:円)

項目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	摘 要
会 費	1,308,000	1,240,000	-68000	200円×10ヶ月×620名=1,240,000 注1)
事 業 収 入	0	0	0	
そ の 他 収 入	0	0	0	保険還付金、利息
繰 越 金	637,550	235,501	-402049	
合 計	1,945,550	1,475,501	-470049	

支出の部

(単位:円)

項目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	摘 要	
運 営 費 (小 計)	140,665	136,115	-4550		
内 訳	会 議 費	3,000	3,000	0	会議事務用品等
	印 刷 事 務 費	50,000	50,000	0	コピー用紙、インク、文具等
	旅 費	20,000	20,000	0	役員出張旅費
	渉 外 費	20,540	13,390	-7150	県、市PTA分担金:130円×103名=13,390円 注2)
	安全会加入金	47,125	49,725	2600	県、安全会費:65円×765名=49,725円 注3)
活 動 費 (小 計)	790,000	790,000	0		
内 訳	本部活動費	580,000	580,000	0	人権研修、環境整備、保険、コロナ対策用品等
	研究調査費	100,000	100,000	0	進路指導援助金
	生徒福祉費	100,000	100,000	0	
	慶 弔 費	10,000	10,000	0	香典、見舞金等
学 校 行 事 費	90,000	90,000	0	入学式、卒業式補助	
サポーター補助費	200,000	200,000	0		
予 備 費	571,988	259,646	-312342		
合 計	1,792,653	1,475,761	-316892		

注1)【PTA会員数(P会員数+T会員数)および協力金賛同者数】

注2)PTA会員数(P会員数+T会員数)

注3)教職員会員は、子どもの通学(園)PTAで納入している場合は、勤務先のPTAでは納入しません。

栗東中学校PTA会則

昭和24年	7月21日	制定
昭和25年	4月27日	改定
昭和28年	5月11日	改定
昭和32年	4月20日	改定
昭和33年	4月24日	改定
昭和45年	12月20日	改定
昭和50年	5月31日	改定
昭和51年	5月15日	改定
昭和55年	5月17日	改定
昭和56年	5月23日	改定
昭和58年	6月6日	改定
昭和60年	2月16日	改定
昭和60年	1月2日	改定
平成5年	5月16日	改定
平成6年	5月21日	改定
平成9年	5月17日	改定
平成12年	5月13日	改定
平成14年	5月18日	改定
平成17年	5月14日	改定
平成18年	5月13日	改定
平成24年	5月11日	改定
平成25年	5月10日	改定
平成26年	5月9日	改定
平成30年	5月14日	改定
令和2年	4月30日	改定

第1章 総 則

第1条（名称及び所在地）

本会は、滋賀県栗東市立栗東中学校PTAと称し、事務所を栗東中学校内におく。

第2条（目的）

本会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における生徒の健全な成長と幸福の増進につとめ、望ましい教育環境の整備を図ることを目的とする。

第2章 事 業

第3条（事業）

本会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の研修及び親睦に関する事。
- (2) 学校及び家庭における教育の理解とその振興に関する事。
- (3) 生徒の校外における生活の指導に関する事。
- (4) 教育環境の改善に関する事。
- (5) その他目的達成に必要な事項。

第3章 組 織

第4条（会 員）

1. 本会の会員になることができる者は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 栗東中学校に在籍する生徒の保護者。（以下Pとする）
 - (2) 栗東中学校に勤務する教職員。（以下Tとする）
 - (3) この会の目的に賛同する者。
2. 本会への入退は任意であり、会長への書面の提出をもって、入会・退会を行うことができる。
3. 会員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第5条（役員及び委員）

1. 本会に次の役員をおく。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 3名 (P2名、T教頭)

- (3) 幹 事 3名 (庶務 T1名 会計 P1名、T1名)
- (4) 監 査 員 3名 (P2名、T1名)
- (5) その他会長が必要と認めた委員

第6条 (任務)

前条の役員及び委員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会の運営を統括し、この会を代表する。
- (2) 副会長は会長の補佐をし、会長が責務を果たすことが困難と認めた場合は、その職務を代行する。
- (3) 幹事は会長の命をうけ、会の庶務ならびに会計を掌理する。
- (4) 監査員は本会の会計ならびに事務を監査する。

第7条 (選出)

役員及び委員の選出は次の方法による。

- (1) 会長1名、副会長2名、幹事1名、監査員2名は、12月の役員選挙において選出する。

第8条 (任期)

役員及び委員の任期は4月1日から翌年3月31日までとし、再任は妨げない。

第4章 会議

第9条 (総会)

- (1) 総会は全会員をもって構成し、この会の最高議決機関である。
- (2) 総会は定期総会及び臨時総会とし、会長が召集する。
 - ① 定期総会は毎年度初めに開催する。
 - ② 臨時総会は、会長が必要と認めた時、または会員の10分の1以上の要求があった時に開催する。
- (3) 総会は次の号の掲げる事項を議決及び承認する。
 - ① 会の基本的な運営方針
 - ② 会の事業に関する事
 - ③ 会の会計に関する事

第10条 (本部役員会)

- (1) 本部役員会は会長、副会長、幹事をもって構成する。
- (2) 本部役員会は、必要に応じて会長が召集する。
- (3) 本部役員会は、本会運営上の諸問題を企画、立案、審議し処理する。

第11条 (会議の成立、議決)

会議の成立及び議決は次の通りとする。

- (1) 総会は会員の5分の1以上、本部役員会は構成員の2分の1以上の出席により成立する。
- (2) 会の議決は出席者の過半数による。
- (3) 総会の議長は出席者の中より選出する。

第5章 会計

第12条 (会計)

本会の経費は、会費、協力金、寄付及び本会事業の収益金その他をもってこれにあてる。

第13条 (会費)

会員は会費を納めるものとする。

- (1) 会費は総会において決定する。
- (2) 会員の事情によっては、役員会で協議のうえ全額または一部を免除することができる。
- (3) 会費は、入会事実が発生した月の終わりから退会事実が発生した月の終わりまで、これを徴収するものとする。

第14条 (会計年度)

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 附則

第15条 (改定)

本会則を改定しようとする時は本部役員会の協議を経て総会の承認を得るものとする。

第16条 学校長および前年度会長は参与とし、すべての会議に出席することが出来る。

第17条 この会の運営に関し必要な細則は別に定める。

第18条 この会則は昭和24年7月21日から施行する。

栗東中学校 P T A 運営細則

昭和50年	5月25日	制定
昭和51年	5月15日	改定
昭和60年	11月2日	改定
平成24年	5月11日	改定
平成25年	5月10日	改定
令和2年	4月30日	改定

第1章 会費の徴収及び監査

第1条 会費の徴収は年間10回行うものとする。

第2条 監査は通常年1回の定例監査を行う。
但し、会長が必要と認めた時は、臨時に監査を行うことが出来る。

第2章 備附帳簿

第3条 本会には次の帳簿を備える。

- (1) 会則
- (2) 運営細則
- (3) 会員名簿
- (4) 出納簿
- (5) 収入、支出の書類綴
- (6) その他

第4条 この細則の改正は、本部役員会の協議を経て総会に報告する。

第5条 この細則は、昭和50年5月25日から施行する。

本部役員候補等の選出規定

平成15年1月17日制定

平成16年4月30日改定

平成18年5月13日改定

平成30年5月14日改定

令和 2年4月30日改定

令和 3年4月30日改定

第1条 本部役員は、会員の中から選出する。

会員数は在校する生徒の人数と関係なく、1世帯1名とする。

第2条 この規定の改廃は、本部役員会において決定する。

付則（申し合わせ事項）

第1条 客観的に見て候補者の事情により本部役員の責務を果たすことが困難と本部役員が認めた場合は、他の候補者を選出しなければならない。

第2条 過去5年の間に本部役員の実務についたものは原則として本部役員には選出できないものとする。（但し、立候補は除くものとする）

第3条 本部役員は、12月に選出し、1月の本部役員会で決定する。

栗東中学校 P T A 慶弔規定

昭和50年	5月21日	制定
昭和51年	3月22日	改定
昭和60年	2月16日	改定
昭和60年11月	2日	改定
平成11年	6月1日	改定
平成12年	4月24日	改定
平成22年	5月6日	改定
平成25年	5月10日	改定
令和2年	4月30日	改定

- 第1条 この規定は本会の会員及び生徒の慶弔に関する事項を定める。
- 第2条 この規定による慶弔金の贈る範囲は別表左欄のとおりとし、当該事項に該当した場合は右欄の金額とする。
- 第3条 この規定に定めない事項は本部役員会において決定する。
- 第4条 この規定の改廃は本部役員会において決定する。
- 附 則
この規定は、平成25年5月10日より実施する。

別 表

種 別	金 額
生徒の死亡	10,000円
生徒の病気（欠席15日を超え入院療養中の場合）	5,000円
会員の死亡	10,000円
会員が災害（火災・風水害）により家屋、家財、身体に損害を受けた場合	10,000円
その他学校及び本会に関係ある人の死亡	10,000円

栗東中学校 P T A 旅費規定

昭和50年 5月21日 制定
昭和51年 3月22日 改定
昭和60年 11月 2日 改定
平成12年 4月24日 改定
平成14年 5月 7日 改定
令和 2年 4月30日 改定

第1条 この規定は役員が、会務のため出張する場合の旅費に関する事項を定める。

第2条 旅費は交通費及び日当とし、別表に定める基準により支給する。

第3条 交通費は通常の経路により計算する。

第4条 片道150km以上の旅行には普通急行料金を、片道300km以上の旅行には特別急行料金を支給する。

第5条 旅費は概算額を前渡しすることができる。但し、概算旅費は帰着後すみやかに精算しなければならない。

第6条 やむを得ない理由により所定の交通費を超過した時は会長の承認を得て実費を支給することができる。

第7条 この規定に定めない事項は本部役員会において決定する。

第8条 この規定の改廃は本部役員会において決定する。

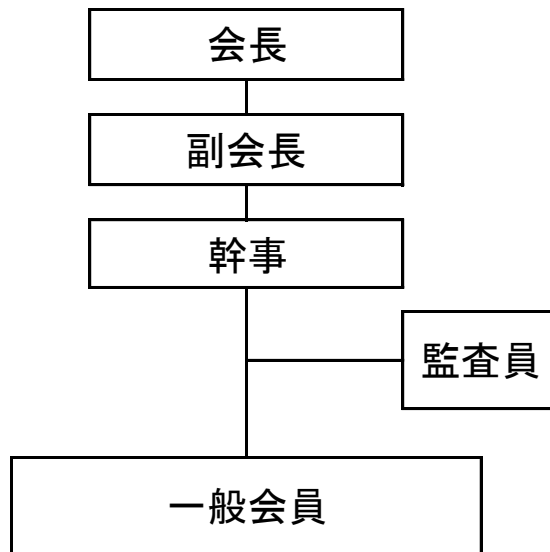
附 則

この規定は、昭和50年5月21日より実施する。

別 表

交 通 費		日 当 1 日 に つ き
鉄道、バス、船	その他（自家用車等）	（半日の場合は、半額）
普通運賃実費	1kmにつき15円	県内 1,000円
		県外 1,500円

栗東中学校 P T A 機構図



栗東中学校 P T A の会議

<令和3年度より>

会議名	構成員
総会	全会員
本部役員会	会 長 1名 (P1名) 副会長 3名 (P2名、T1名) 幹事 3名 庶務 1名 (T1名) 会計 2名 (P1名、T1名)
監査	監査員 3名 (P2名、T1名)

令和3(2021)年度 文化・体育部活動後援会会計報告

1. 収入の部

科目	予算額(A)	決算額(B)	比較(A-B)	備考
繰越金	1,023,136	1,023,136	0	
会費	2,656,800	2,729,756	-72,956	月300円×生徒数
雑収入	4	8	-4	利息
合計	3,679,940	3,752,900	-72,960	

2. 支出の部

科目	予算額(A)	決算額(B)	比較(A-B)	備考
事務費	5,000	2,720	2,280	中体連冊子、振込手数料
体育関係費	1,562,500	1,590,000	-27,500	体育部各部費
文化関係費	550,000	550,000	0	文化部各部費
ユニフォーム費	150,000	150,000	0	野球部
共通活動費	190,000	89,200	100,800	医薬品、石灰代など
文化部修理費	100,000	100,000	0	楽器修理代
予備費	1,122,440		1,122,440	近畿大会出場強化費等
積立金	0	0	0	今年度は積立なし
合計	3,679,940	2,481,920	1,198,020	

総収入3,752,900円 - 総支出2,481,920円 = 1,270,980円
 残高 1,270,980円は次年度に繰り越します。

令和3(2021)年度 文化・体育部活動後援会会計報告 <特別会計>

1. 収入の部


	予算額(A)	決算額(B)	比較(A-B)	備考
繰越金	571,988	571,988	0	
積立金	0	0	0	
利息		0	0	
合計	571,988	571,988	0	

2. 支出の部

	予算額(A)	決算額(B)	比較(A-B)	備考
合計	0	0	0	

総収入571,988円 - 総支出0円 = 571,988円
 積立金 571,988円 は、次年度に繰り越します。

統括 大依 孝至 


会計 藤井 健 

監査の結果、上記の通りである事を認めます。

令和4(2022)年 4月 21日

監査員 杉本 緑 

監査員 川津 裕一 

監査員 中野 頼子 

令和4(2022)年度文化・体育部活動後援会費予算(案)

1. 収入の部

(単位:円)

科目	前年度予算額(A)	今年度予算額(B)	比較(B-A)
繰越金	877,975	1,270,980	393,005
会費	2,656,800	2,599,200	-57,600
雑収入	4	4	0
合計	3,534,779	3,870,184	335,405

2. 支出の部

(単位:円)

科目	前年度予算額(A)	今年度予算額(B)	比較(B-A)
事務費	5,000	5,000	0
体育関係費	1,562,500	1,580,000	17,500
文化関係費	550,000	580,000	30,000
ユニフォーム代	150,000	150,000	0
共通活動費	190,000	190,000	0
文化部修理費等	100,000	100,000	0
予備費	977,279	1,265,184	287,905
積立金	0		0
合計	3,534,779	3,870,184	335,405

(注1) 予備費には、強化費を含んでいます。

(注2) 体育関係費・文化関係費の予算は昨年度の部員数で算出しています。
今年度の執行額(各部への分配金)は部員数確定後(6月1日現在)に決定します。

(注3) 特別会計の繰越金が多くなっているため、今年度は特別会計への積立金はしません。

中学校文化・体育部活動後援会長 山内 傳

【参考資料】文化・体育部活動後援会費予算案の規約

- 1, 会費は、生徒数×300円×12ヶ月（一人あたり年間 3,600円）
- 2, 現在ある部活動（令和2年 4月現在）
 体育部 陸上・水泳・野球・サッカー・（体操）・柔道・ソフトボール・バレーボール女子・
 バスケットボール男子・バスケットボール女子・卓球男子・卓球女子・
 ソフトテニス男子・ソフトテニス女子（計14部）
 文化部 吹奏楽・科学・家庭・美術（計4部）
- 3, ユニフォーム費は、150,000円
- 4, 共通活動費は、190,000円（運動部50,000円 文化部50,000円 医薬品 30,000円
 ブロック大会運営費約30,000円 ワックス、石灰代 イク代等）
- 5, 文化部修理費等は、100,000円
- 6, 分配金の基準
 部員数×2,500円+40,000円
 （部員数は6月1日現在の人数）
- 7, 強化費の基準
 ①、中体連の主催する近畿大会以上出場するとき エントリー数 × 3,000円
 ②、中体連以外の主催する近畿大会以上出場するとき エントリー数 × 2,000円
 *強化費は、予備費に含む。
 *近畿大会、全国大会と続いた場合、その都度支給。
 *文化部についても同じ。
- 8, その他
 ・ユニフォーム費については、年度始めの部活動顧問会にて決定する。
 ・年度の終わりに予備費が余っているときは、ユニフォーム費にまわすこともある。
 ・予備費が多く残った場合、その一部を積立金として特別会計に入れる。

ユニフォーム費割り当て

平成 8年	サッカー	平成22年	柔道
平成 9年	ソフトボール	平成23年	バレーボール
平成10年	柔道・剣道	平成24年	バスケットボール男子
平成11年	バレーボール	平成25年	バスケットボール女子
平成12年	バスケットボール男子	平成26年	体操
平成13年	吹奏楽・体操・バスケットボール女子	平成27年	水泳
平成14年	卓球男子	平成28年	ソフトテニス男子
平成15年	吹奏楽部（修理費）	平成29年	卓球男子
平成16年	なし	平成30年	卓球女子
平成17年	サッカー・卓球	令和元年	サッカー
平成18年	陸上	令和2年	陸上
平成19年	野球	令和3年	野球
平成20年	テニス女子	令和3年	野球
平成21年	ソフトボール	令和4年	テニス女子

- （注1）平成13年度以降は、文化部にも割り当てるため、ユニフォーム購入以外にも使用可とする。
 （注2）各部の事情により、割り当て順番を変更することもある。

9, 生徒派遣費について

○文化体育振興事業補助金（生徒派遣費）から出せない場合

中体連主催の大会において、上位の成績を収め、中体連以外の団体が主催する近畿大会以上の大会への出場が要請された場合の生徒派遣費は、一般会計から100,000円を支給し、特別会計積立金100,000円を上限に交通費を負担する。支出するかどうかについては、その都度、部活動顧問会議を開き協議する。

栗東中学校文化・体育部活動後援会会則

昭和60年 2月16日 制定
昭和60年11月 2日 改定
平成14年 5月18日 改定
令和 2年 4月30日 改定

第1章 名称

第1条 この会は、栗東市立栗東中学校文化・体育部活動後援会と称し、事務局を栗東中学校内におく。

第2章 目的及び事業

第2条 この会は、栗東中学校の文化・体育部活動の振興充実に必要な援助と協力を行い、部員の福祉を増進すること及び会員の親睦をはかることを目的とし、次の事業を行う。

1. 本校のPTAと緊密に協力しあい、各部活動への物心両面の援助
2. 会員相互の親睦をはかるために必要な事項
3. その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 会員

第3条 この会の会員は、本校PTA会員及び本会の目的に賛同する人をもって構成する。

第4章 役員及び委員

第4条 この会の役員及び委員は次のとおりとする。

会長1名 副会長1名 監査2名 庶務1名(T1) 会計1名(T1)

第5条 会長、副会長及び監査の任期は1か年とし、再任は妨げない。

第6条 庶務及び会計は、会長が会員のなかから委嘱する。

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は本校を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が責務を果たすことが困難と認めた場合は、その職務を代行する。
3. 監査は、会務、会計を監査する。
4. 庶務及び会計は、会長の命をうけ、会の庶務及び会計を処理する。

第5章 役員及び委員

第8条 この会に顧問をおくことができる。

1. 顧問は会長が委嘱する。
2. 顧問は会長の諮問に応じる
3. 顧問は会長の依頼を受け、役員会に出席することができる。

第6章 会議

第9条 会議は、役員会、及び総会とする。

1. 役員会は、会長、副会長及び庶務会計で構成し、適宜開催、必要なる事項を協議する。
2. 総会は、毎年1回以上開催する。

第7章 会計

第10条 この会の経費は、会費、寄付金及びその他をもってあてる。

第11条 会費は、月額300円とする。

第12条 この会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第8章 附則

第13条 この会の会則は、総会の議決によって改正することができる。

第14条 この会則は、昭和60年4月1日より施行する。

第15条 申し合わせ

1. 会長は前年度PTA会長とする。
2. 副会長は本年度PTA会長とする。
3. 監査は本年度PTA監査とする。